



平成29年 第2回臨時会

会 議 録

(平成29年5月17日)

枕 崎 市 議 会

平成 29 年
枕崎市議会第2回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1日間（5月17日）
2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
5月17日（水）	本会議		前 9:30	1 開 会
				2 開 議
				3 会議録署名議員の指名
				4 会期について
				5 議案上程（日程第3号）
				6 提案理由の説明
				7 質疑、討論、表決
				8 休 憩
				9 再 開
				10 議長の辞職について
				11 議長の選挙について
				12 休 憩
				13 再 開
				14 副議長の辞職について
				15 副議長の選挙について
				16 常任委員の選任について
				17 議会運営委員の選任について
				18 南薩地区衛生管理組合議会議員 の選挙について
				19 南薩介護保険事務組合議会議員 の選挙について
				20 休 憩
				21 再 開
				22 議案上程（日程第6号－第8号）
				23 提案理由の説明
				24 質疑、討論、表決
				25 報告（日程第9号）
				26 枕崎市議会報調査特別委員の選 任について
				27 継続審査の申し出について
				28 閉 会
	委員会	前 11:05	1 総務文教委員会	
		前 11:05	1 産業厚生委員会	
		前 11:08	1 議会運営委員会	

平成29年枕崎市議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成29年5月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	30	枕崎市議会議長新屋敷幸隆に対する不信任決議	
追加 1		議長の辞職について	
追加 2		議長の選挙について	
追加 3		副議長の辞職について	
追加 4		副議長の選挙について	
追加 5		常任委員の選任について	
追加 6		議会運営委員の選任について	
4		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
5		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
6	27	専決処分の承認を求めることについて	
7	28	専決処分の承認を求めることについて	
8	29	固定資産評価員の選任について	
9	報1	専決処分の報告について	
追加 7		枕崎市議会報調査特別委員の選任について	
追加 8		継続審査の申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
神 園 信 二 税務課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 幸 喜 総務課参事
山 崎 公 広 監査委員
堂 原 耕 一 健康課保険医療係長
駒 水 孝 広 税務課主幹兼固定資産税係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長
東中川 徹 企画調整課長
田 中 義 文 健康課長
山 口 英 雄 福祉課長
吉 留 謙 二 建設課参事
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
松 田 博 監査委員事務局長
日 高 広 子 税務課主幹兼課税係長
山 口 太 総務課行政係長
東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成29年第2回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、7番清水和弘議員、8番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市議会議長新屋敷幸隆に対する不信任決議を議題といたします。

本件は、議長に関する案件であります。地方自治法第117条の規定により、議長は除斥の対象になりますので、ここで退席し、副議長と交代します。

[新屋敷幸隆議長 退席、中原重信副議長 議長席に着席]

○中原重信副議長 それでは、議長にかわりまして、副議長が議事を進行いたします。

議案第30号枕崎市議会議長新屋敷幸隆に対する不信任決議について、提出者に提案理由の説明を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 おはようございます。

枕崎市議会議長新屋敷幸隆に対する不信任決議。

新屋敷議長は、議長として議会運営のあり方及び閉会中の言動には公平性・適格性に欠くことが多く、このままでは議会運営に支障を来し、住民の負託に負えないと判断します。

また、これまでの議事の整理や議案の取り扱いに当たっても、一度受理した議案にもかかわらず撤回を認めながら議会全体に納得いく説明もしていない。

以上、枕崎市議会議長新屋敷幸隆の不信任を決議する。平成29年5月17日、枕崎市議会。

○中原重信副議長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○12番豊留榮子議員 この改選時期にですね、なぜ不信任案のこれが出てきたのかがちょっと腑に落ちないんですが、その時々になんかそういうことがあったのなら、その時点で何かすることはなかったのか、その具体的な、どうしても今の時期に上げなきゃいけない何かっていうのはあるんですか。

○8番禰占通男議員 時期的にということですけど、12月議会の会議録を皆さんももらっているとありますが、その内容の訂正等、そしてまた、皆さんも3月議会でも、今、私もここで述べましたように、3月議会でも、皆さんも御存じのとおり、撤回の理由が諸般の事情ということ。諸般の事情というと、いろいろ事情があるからこそそういう言葉を使うのであって、そのときそのときの理由を述べないと理由にはならないと思います。そしてまた、今の時期かということですけど、やはり任期中であれば、私はいつでもいいと思っております。きょう改選があるのかどうかはわかりませんが、なるのかわかりませんが、その時期は時期で、これは本議会でないといけないということですよ。そういうことで提出をいたしました。

○12番豊留榮子議員 例えば、ここにもありますように、議会の議場以外でね、言動が何かち

よっと不自然なとか何かこう書いてあるんですけども、そういう具体的な、議会のことをどのように言っているってことなんですか。

○8番禰占通男議員 新ごみ焼却場については、もう皆さんも御存じのとおり、今回、市報にも書いて市民の皆さんにわかるようになりましたが、我々がある団体というか、土地を無償で提供してくれるということで、私とほかの1人は、そういう市のためになればということで代案を提出しましたが、そこもいろいろありまして、無償で提供することができなくなったと。それで取り下げたわけですけど、そういうこともありまして、そういうことで焼却場問題を混迷させていると、そういうことです。

○12番豊留榮子議員 ちょっとよくわからないんですけども、とにかく今の時期は、議長の改選があるかどうかというのはあれなんですけど、本人さんは辞職願を出したということですよ。だから、なぜ今、もうちょっと早くね、ごみの問題でそういうあれがあったのなら、その時点で何かできなかったのかなと思うんですけども。だから、なぜ今なのかっていうのがちょっと腑に落ちないんです。

○8番禰占通男議員 結局、12月議会の問題は、会議録を見てもらえれば、議長が指名した人が途中で発言もしないで降りているわけですよ。そして、それ以外にも発言している場面もあります。そして、3月議会では、諸般の事情が何なのかと再三尋ねますが、明確な答えがなかったということです。

○中原重信副議長 ほかにありませんか。

○中原重信副議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[挙手する者あり]

○中原重信副議長 暫時休憩します。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 再開

○中原重信副議長 再開いたします。

清水議員。

○7番清水和弘議員 私は、新屋敷議長の不信任決議案に賛成の立場で討論いたします。

まず、その理由の一つとして、平成28年12月議会の最終本会議において、特別職の報酬を上げる議案の討論の中で、議員の期末手当について地方公務員法が適用される旨の発言をいたしました。ところが、第4条第2項には、この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しないとなっています。にもかかわらず、そのまま発言を続行させました。また、特別職の職員の給与に関する法律第2条特別職の職員の受ける給与や特別職の職員の手当などについて述べられましたが、この第2条は内閣総理大臣等の給与、第7条の2は内閣総理大臣等（秘書官を除く）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給について記載された法律にもかかわらず、長々と討論を続けさせました。平成28年12月16日の会議録にしっかりと記載されております。この件については、市内外の住民からの指摘も私のところがありました。このことは、我々市議会議員の恥でもあり、修正させるべきだと私は考えております。

我々議員の報酬については、条例により決定するものだと考えます。議員の報酬については、各自自治体の財政状況をかんがみ、特別報酬等審議会の審査の結果を受けて決定すべきものであるにもかかわらず、12月議会においては、特別報酬等審議会の審査結果も我々には提示されておりません。枕崎市特別報酬等審議会の答申は、平成29年2月23日に提出され、その内容は、「本市の財政状況は非常に厳しい状況に変わりはない。県下19市及び類似都市の状況等を考慮すると、市長、副市長、教育長の三役と市議会議員の報酬を据え置くことが適切であるとの判断

に至った」とありました。

理由の2番目、平成29年3月の第1回定例会において、市議会議員の議員報酬を減額する議案を、議案第27号として提出しました。この案件については、議員全体にかかわる案件であるにもかかわらず、取り下げの理由は、諸般の理由で取り下げるとの説明でした。議案を提出した日から、四、五日の間に取り下げになりました。この取り下げの理由を諸般の理由で片づけた議長の態度は、議会全体を統率しなければならない議長として極めて不適格と言わざるを得ません。

全国議長会編集の議員必携では、議長の権限として、議会の代表者及び事務統理者としての立場と会議の主宰者としての立場があるとされております。議長には、本当にこれだけ大きな責任があり、議会が住民の立場に立ち、住民の声に耳を傾け、正しい政治判断が下せるように、あくまで民主的に議会が運営されるためにだと考えております。

一部の議員から、議会は、議員必携よりも議員としての常識的な言動をすべきとの発言もありました。しかし、議員は地方自治法を遵守し、議員必携を熟読し、議員の心得として議員は常に執行機関と一步距離を置くべきだと考えております。また、当局と密着するならば、議会、執行機関の二元的な仕組みは成り立たなくなってしまうと考えます。執行機関に近づき過ぎて1つになってしまえば、監視も批判もなく、適正な政治判断ができなくなるのは当然であります。そのような結果になれば、議会の存在理由すらなくなると考えております。現状を議長は猛省すべきだと私は考えております。

議長の責務として、議会基本条例の第5条に、議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならないと記載されております。このままでは、議会運営に支障を来し、住民の負託に負えないと判断し、議長不信任案に賛成の立場で討論いたしました。終わります。

○中原重信副議長 次に、立石議員。

○13番立石幸徳議員 私は、議長不信任決議案に賛成の立場で討論をいたします。

不信任の最大の理由は、さきの3月議会最終日、議案第27号として上程する予定の議員報酬にかかわる議案の取り下げに対する議長の対応であります。従いまして、さきの3月議会最終日から、本日5月17日が初めての本会議でございますので、この提案は本日しかないわけであります。

議会基本条例第21条におきまして、議員報酬を改正する際には、報酬審議会の意見を尊重するよう規定されております。条文に明記をされているわけであります。この報酬審議会の答申を、議案第27号として提案する予定の報酬改正議案に資料として添付をするのが当然の議長の役目であります。しかしながら、報酬審議会の答申書を資料として要求したにもかかわらず、議会には提出されない。取り下げ後にその経緯について説明を求めても、会議打ち切りという進行をされる。こういったことは、議会基本条例の関連条項すら認識されているのかどうかという疑問を持たざるを得ません。

さらに、議会運営に当たりまして最も大きな問題となっているのは、議長判断がなかなか示されない。そういったことが原因となって、いたずらに議事運営を混乱させていることであります。

具体的な事例をさかのぼって長々とする申し上げることは控えますけれども、議員や執行部発言の訂正に当たりまして、一般質問の質問の順序のあり方にしても、議長権限でもって的確に議事整理しなければならないのに、いたずらに議運に諮って、むしろ紛糾をさせている。こういった状況を考えますときに、議長の責任は重大であると言わざるを得ません。

以上、賛成討論といたします。

○中原重信副議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第3号枕崎市議会議長新屋敷幸隆に対する不信任決議について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信副議長 ただいまの表決権を有する議員数は12人であります。

念のため申し上げます。本件を可決することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○中原重信副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信副議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○中原重信副議長 投票漏れはありませんか。

○中原重信副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信副議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、9番沖園強議員、10番、茅野勲議員、11番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信副議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成3票、反対9票。

以上のとおり、賛成少数であります。

よって、議案第30号は、否決されました。

ここで、新屋敷幸隆議長の着席を求め、議長と交代いたします。

[中原重信副議長 自席に着席、新屋敷幸隆議長 着席]

○新屋敷幸隆議長 ここで暫時休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前10時2分 再開

○中原重信副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、新屋敷幸隆議長から、議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新屋敷幸隆議長の退席を求めます。

[新屋敷幸隆議長 退席]

○中原重信副議長 お諮りいたします。

新屋敷幸隆議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信副議長 御異議なしと認めます。

よって、新屋敷幸隆議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

新屋敷幸隆議員の着席を求めます。

[新屋敷幸隆議員 着席]

○中原重信副議長 この際、お諮りいたします。

議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、議長選出に当たり、新屋敷幸隆議員、城森史明議員から発言を求められておりますので、枕崎市議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

○1番新屋敷幸隆議員 皆様、おはようございます。

枕崎市議会議長に立候補するに当たり、所信を述べさせていただきます。

議長としてのこれまでの2年間を振り返ってみますと、開かれた議会を目指し、私なりに一生懸命やってきました。

私たちの目指すところは、あくまでも市民ファーストにあります。

枕崎市はコンパクトながらも、南薩の雄として力強く光輝き、市民一人一人が幸せを感じる枕崎、その一端を担う議会は、行政とともに、その時代に合った、また近未来に対して確実によりよい方向に歩みを進めていかなければならないと固く思うところでございます。

また、議長職としての今までの対外的なことを申しますと、国会議員の先生や各省庁の方々、また全国の議長さんとの貴重なコンタクトをとることができました。その中で、枕崎の現状を訴えたり、今の枕崎の置かれている位置、未来をさまざまな方々とディスカッションすることができました。

私は、この2年間の経験を生かし、市民のための市民ファーストをいつも念頭に置き、枕崎市議会議長に立候補いたします。

皆様よろしくお願ひ申し上げ、私の所信といたします。

御清聴ありがとうございました。

○中原重信副議長 次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4名城森史明議員 議長に立候補するに当たり、一言述べさせていただきます。

私が議員となって6年が経過しましたが、市議会が一つの団体として本市発展のためにどれほど貢献しているのか疑問を持たざるを得ません。本市発展という御旗のもとに、議会一丸となるべきではないでしょうか。この2年間、議会が一丸となったことがあったのでしょうか。

市議会は、市民の負託を受けた市民の代表であります。市民の客観的な評価において、現状の

議会は合格点をもらえるでしょうか。

また、執行部と議会は、二元代表制を構成し、車の両輪に例えられ、まちの方向性を決めていかなければならない大きな責任があります。今の議会の現状は、その責任を果たしているのでしょうか。執行部に対し、反対ばかりではいけないし、また賛成ばかりする執行部の追認機関では、その責任を果たしているとは言えません。

本市は、かつて南薩地域でリーダー的な存在であり南薩の雄と呼ばれていましたが、残念ながら合併を果たせず、今やリーダー的存在を失っております。このままでは、少子高齢化と人口減少により、ますます衰退していくのではと予測されております。

このような状況、時代だからこそ、議会の真価が問われています。議会改革を推し進め、政策を勉強し、議会から政策立案し発信できる強い議会をつくっていかねば、市民の信頼は得られないし、枕崎の明るい未来はないものと確信しています。これまで以上に市民と語り、市民ファーストのスタンスで政策立案し発信していく、理論的にも行動力においても力強い議会が必要不可欠なのです。

私は、まだ市議7年目で、まだまだ若輩者で至らない面が多いわけですが、今回、議長に立候補し、上記目標を達成するために粉骨砕身、頑張る覚悟であります。

皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます、所信表明といたします。ありがとうございました。

○中原重信副議長 これから追加日程第2号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信副議長 ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○中原重信副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信副議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○中原重信副議長 投票漏れはありませんか。

○中原重信副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信副議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番禰占通男議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信副議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、新屋敷幸隆議員9票、城森史明議員4票、禰占通男議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,500票であります。

よって、新屋敷幸隆議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された新屋敷幸隆議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[新屋敷幸隆議長 登壇]

○新屋敷幸隆議長 皆さん、どうもありがとうございました。一生懸命務めさせていただきます。

今後とも、ひとつよろしくをお願いいたします。

○中原重信副議長 議長と交代いたします。

[中原重信副議長 自席に着席、新屋敷幸隆議長 着席]

○新屋敷幸隆議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時25分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま中原重信副議長から副議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第3号副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中原重信副議長の退席を求めます。

[中原重信副議長 退席]

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

中原重信副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、中原重信副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中原重信議員の着席を求めます。

[中原重信議員 着席]

○新屋敷幸隆議長 この際、お諮りいたします。

副議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、副議長選出に当たり、清水和弘議員、中原重信議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

私は、副議長立候補者として、所信を述べさせていただきます。

私は現在、枕崎市議会議員として2期目を務めさせていただいていますが、これまでの本市議会は、議会多数派により、市長の提出した議案を無傷で通し、議会は厳しくチェックすべきことを控えるなど、二元代表制としての役割分担を忘れた議会活動状況にあると言わざるを得ません。

その結果として、(「議長」と言う者あり)本市の財政状況や基金積立残高状況は、県下でも最下位が続いている状況にあり、また、国民健康保険財政状況も赤字が続いている状況にあります。なぜこのような状況になっているのか、その理由の一つとして、我々議員が全体の奉仕者として、また市民目線で当局と対峙し、チェック機関として活動が不十分過ぎたために発生していると言わざるを得ないと私は考えております。

今回、副議長に選任された暁には、議長の活動を補佐しつつ、二元代表制の中で議員の立場を率先垂範し、住民福祉の増進や複雑多様化する地域課題など把握に努め、枕崎市全体の奉仕者として、自治法や条例を今以上に勉強し、市民に信頼される議会や役割を忘れずに、真に枕崎市民の向上に努めたいと考えております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(「議長、議事進行」と言う者あり)

○新屋敷幸隆議長 沖園議員。(「議事進行。今、所信表明でしょう。何を質疑をさせるんですか。ちゃんと、粛々と次第に基づいて進めてくださいよ、議事進行をしてくださいよ」と言う者あり)

○9番沖園強議員 今、指名したでしょう。(「いやいや、所信表明の時間ですがね」と言う者あり)

○新屋敷幸隆議長 どうぞ。(「いや、何をやらすんですか」と言う者あり)

[傍聴席で発言する者あり]

○9番沖園強議員 まさしく今の……(「所信表明の時間ですよ」と言う者あり)所信表明であろうと何であろうと、この議場の中で枕崎市議会を愚弄したような発言は許されていいんですか。こんな無法な議会ってないですよ。こんな議会を愚弄したような発言を許していいんですか。私は反対です。

○新屋敷幸隆議長 次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○14番中原重信議員 発言の機会をいただきましたので、副議長選挙に当たり、所信を申し上げます。

厳しい財政状況の中、医療・福祉の充実や人口減対策等、重要課題が山積している中、住民代表としての議会が常に政策提案し、諸問題に積極的に取り組んでいかなければなりません。情報公開や説明責任を果たす役割を明記した議会基本条例の目的に沿って、議会の改革を推進してまいります。

また、近年の選挙での投票率低下防止対策として、議会を身近に感じてもらうような広報・広聴の充実や、特に若年層を対象とした議会報告会等に積極的に対応してまいります。

次に、議会運営に当たりましては、議長を常に補佐し、また、議長と一体となって各議員の意思疎通、対話、議論をしっかりと行いながら、議会の輪づくりにも努め、円滑な議会運営に全力を尽くしていくことを申し上げ、私の所信表明といたします。

皆様の御支持よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○新屋敷幸隆議長 これから追加日程第4号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、中原重信議員9票、清水和弘議員5票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,500票であります。

よって、中原重信議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された中原重信議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[中原重信副議長 登壇]

○中原重信副議長 皆様、ありがとうございました。

新屋敷議長を補佐しながら、公正で円滑な議会運営に努め、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。

○新屋敷幸隆議長 ただいま、議長、副議長が決定いたしました。

議席については、先例により、議長は1番、副議長は14番となります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第5号常任委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に禰占通男議員、吉嶺周作議員、清水和弘議員、新屋敷幸隆、立石幸徳議員、永野慶一郎議員、沖園強議員。

産業厚生委員会委員に、吉松幸夫議員、豊留榮子議員、下竹芳郎議員、俵積田義信議員、城森史明議員、茅野勲議員、中原重信議員、以上の方をそれぞれ指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第6号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、茅野勲議員、永野慶一郎議員、立石幸徳議員、吉松幸夫議員、禰占通男議員、豊留榮子議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

次に、日程第4号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩地区衛生管理組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第7条の規定に基づき選挙を行うものです。

この選挙の定数は3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、清水和弘議員6票、新屋敷幸隆4票、沖園強議員4票。

この選挙の法定得票数は、1,166票であります。

よって、清水和弘議員、新屋敷幸隆、沖園強議員が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された清水和弘議員、新屋敷幸隆、沖園強議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第5号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩介護保険事務組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第5条第2項の規定に基づき選挙を行うものです。

この選挙の定数は3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、下竹芳郎議員 5 票、立石幸徳議員 5 票、新屋敷幸隆 3 票、城森史明議員 1 票。
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1. 166票であります。

よって、下竹芳郎議員、立石幸徳議員、新屋敷幸隆が、南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された下竹芳郎議員、立石幸徳議員、新屋敷幸隆に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6号から第8号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて2件、人事案件1件、報告事項1件の計4件であります。このうち、報告事項を除く3件について説明を申し上げます。まず、議案第27号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、固定資産税において、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設及び事業所内保育事業等に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入がなされたほか、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しが行われたことなどに伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めます。

次の議案第28号専決処分の承認を求めるとつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、国民健康保険税の軽減判定所得の算定に係る基準額の引き上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めます。

次の議案第29号固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員東中川徹から、平成29年5月16日をもって辞任したい旨の申し出があったことに伴い、その後任として神園信二を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条ただし書きを適用して、回数

の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の3件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 議案と一緒に説明資料が添付されてきておりますのでね、税目ごとに、若干、ポイントの部分について、まず資料の説明をいただきたいと思います。

○神園信二税務課長 お手元のほうに、私どものほうから提出をさせていただきました4分の1ページから4分の4ページ、こちらに係る部分で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、4分の1ページ、33条、34条の9、48条、50条、この関係につきましては、条文の整備の部分でございますので、御承知おきをいただきたいと思います。

4分の1ページ、61条から固定資産税の課税標準につきましては条文の整備でございますが、こちらのほうに、提案理由にもございました保育事業、3保育事業の課税標準の特例につきましてはの改正が行われたところでございます、続きまして、61条の2のほうでわがまち特例というところを定めておるところでございます。

それと、63条の2につきましては、固定資産税の関係でございますが、タワーマンション、本市には今現在該当はございませんが、こちらのほうの固定資産の評価についての改正をしているところでございます。

続いて、4分の2ページのほうでございますが、これは、被災市街地復興推進地域に定められた場合の共用土地の税額の按分の取り扱いについての説明でございます。これは固定資産税でございます。

こういうかたちでずっと説明を続ければよろしい……（「はい」と言う者あり）こういうかたちでよろしゅうございますか。（「はい、税目ごとにお願ひします」と言う者あり）はい。

4分の2ページ、続きまして、被災住宅用地の申告につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合の住宅用地の申告に係る条文の整備でございます。

続いて、附則8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例でございます。

それから附則第10条、それから続きます附則第10条の2のところでございますが、こちらのほうが、固定資産税課税標準の特例につきましては読みかえ条文の整備と、読みかえられました法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ということで、こちらのほうに、提案理由にもございました企業主導型保育事業等に係る特例措置につきましては述べておるところでございます。

続いて、附則10条の3でございますが、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定につきましては条文の整備というところでございます。

4分の3ページのほうに移っていただきまして、提案理由にもございましたグリーン化特例、こちらのほうの2年延長ということに伴います条文の整備、それとあわせて16条の2、先般から話題になっております自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額につきましてはの取り扱いに関する条文の整備でございます。

それと、附則16条の3につきましては、これにつきましては、冒頭申し上げました、33条、34条の9と同じく、既存の方式の明確化をした、課税方式の明確化をただけの条文整備でございます。

続いて、附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例というところでございます。

続く附則第20条の2、20条の3、これにつきましては、冒頭の33条、34条の9等々と同じように課税方式を明確化できることを条文整備をしたというところでございます。

以上、各税目につきましてはのところでございます。

4分の4ページのほうをごらんいただきまして、こちらのほうが地方税法施行令の一部改正に

基づく条文の整備というところでございまして、措置ということでございまして、国民健康保険税軽減判定の所得基準の額の引き上げというところの説明をお手元のほうにお届けをしておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。以上でございます。

○13番立石幸徳議員 後で税目ごとに、またもう少し掘り下げてお尋ねをさせていただきますが、まず、この全般にわたってですね、日切れ法案の関係、それぞれの関係予算には既に当初予算でもう反映をされているんですかね、どうなんですかね。その点をまず確認させてください。

○神園信二税務課長 それぞれ、ただいま申し上げました、新たに構築されました、創設されました課税標準の特例とか税額の特例等々ございますが、これにつきましては、申請によりまして発生をする部分というのが多うございますので、それらの申請等があった場合につきましては、予算、調定等の補正というところが発生してまいるというふうに考えております。

そういうふうなかたちで、グリーン化課税等々につきましても、今回、条例改正をいたしますのは、29年4月1日以降の登録者についての条例改正でございますので、それらの登録申請等を行われた時点で課税がなされていくというふうに考えているところでございます。（「国保の関係はどうなんですか。影響額が出てますよ、もう既に」と言う者あり）

国民健康保険税の本賦課につきましては8月以降になってまいりますので、今現在、発しております通知につきましては、仮算定というところをお願いをしているところでございます。今現在のところでは、その本賦課というところができておりませんので、まだ予算への反映というところはできていないところでございます。

○13番立石幸徳議員 それで、大きくですね、条文整備の関係は、もうあえてお尋ねすることもございませんが、固定資産税、それから軽自動車税、国保税という関係でですね、一つずつもう少し詳しく教えていただきたいと思いますんですが、まず固定資産税の保育の関係、これが、保育を国のほうで十二分に対応しようというような考えから、税制優遇といいましょうか、そういうものが出されてきてるんですが、その要件として、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主と、こういう方が、ここに3項目ですね、ありますことでわがまち特例を適用すれば、そういった優遇が受けられるということになるんですが、現時点で本市では、子ども・子育て支援法に基づく政府の援助を受けている事業主、この点の実態はどうなっているんですかね。

○山口英雄福祉課長 今、お尋ねの該当する事業所というのはございません。

○13番立石幸徳議員 そうしますと、現時点ではないけれども、企業主導型保育事業にかかわる課税標準の特例措置、これは平成29年4月1日から31年3月31日ですので、2カ年間の特例ということなんですが、それから事業所内保育事業に関する特例措置は平成30年度以後ですよ。そういった期間的なものを見据えて、こういった優遇措置が予定されている状況というのはどうなんですか。

○山口英雄福祉課長 固定資産税の課税標準の特例の中で、企業主導型保育事業に係る部分につきましては、ただいま質問者も言われたとおり、平成29年4月1日以降、2年間の間に、政府の補助を受けて施設整備及び運営をした事業所が対象ということでございまして、現在のところ、私どものほうにそういった動きは届いていないところでございます。

また、家庭的保育事業関係の部分につきましては、これは家庭的保育事業等として市町村長の認可を得た部分に対する固定資産税の課税標準の特例でございますので、現在、本市には、この該当する市長の認可を得た施設というのはございません。また、今後そういった家庭的保育事業に関し、認可を受けようという動きも現在のところ届いてないところでございます。

○13番立石幸徳議員 現時点では、対象になるような本市での状況がちょっと予想できないというふうに理解するんですけれども、今出されたですね、ちょっと意味がよくわからないので説明をいただきたいと思いますんですが、家庭的保育事業の用に供するというのは具体的にどういったことを指すんですかね。そのほかの2項目については若干理解できるんですが、今度の条例改正で一番、

固定資産税で一番新しいというか改正部分の大きなものは、この第61条の2の改正だろうと思うんです。新設。その第1項の家庭的保育事業というのは、具体的にはどういうものを指しているんですかね。説明をいただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 家庭的保育事業と申しますのは、何種類か形態がございますが、まず家庭的保育事業につきましては、家庭的な雰囲気のもとで小人数を対象にきめ細かな保育を行うというものでございまして、利用定員が5人以下の保育事業所でございます。

それから小規模保育事業、こういったものもございまして、これはいろいろ、3区分ございまして、利用定員が6人以上19人以下、基本的にはそういった事業所ございまして、小人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもとできめ細かな保育を行うといった事業でございます。

それから居宅訪問型保育事業、これにつきましては、障害とか疾患など個別のケアが必要な場合等に保護者の自宅で保育を行うといったものでございまして、これは利用定員というのは、当然そのお宅に行き、児童のお宅に行き保育をするわけですから、定員と申しますか、対象者は1人です。

それから、事業所内保育事業につきましては、事業所の保育施設で従業員の子供と、基本的には従業員の子供を対象に、また地域の子供を受け入れるという定数の設定も可能でございますけれども、こういった子供を保育するといった施設でございます。

○13番立石幸徳議員 固定資産の最後にですね、いわゆるわがまち特例で2分の1適用をされるわけですね。資料も出ているんですけれども、2分の1以外の割合を適用している事例というのは当局のほうでは確認をされているんですかね。

何かそういったわがまち特例で、特例といいましょうか、ほとんどが2分の1になってますけれども、違った対応をしている事例がありましたら教えていただきたいと思います。

○神園信二税務課長 お手元のほうに、資料としまして私どものほうから提供させていただいている資料が2種類ございます。

タイトルとしましては、平成29年度税制改正に伴い新たに定められたわがまち特例の各市の制定状況というところをまとめて報告をしております。

2分の1ページ、2分の2ページの資料でございますが、こちらのほうにただいま議員から質問のございました家庭的保育事業に係る特例、本市の場合は2分の1と。県内ほかの18市全市につきましても2分の1というふうなかたちで丸ごとに項目を掲げて紹介しておりますが、居宅訪問型保育事業につきましても、全19市が2分の1、それから続きます丸の事業所内保育事業に係る特例につきましても全19市が2分の1と、企業主導型保育事業に係る特例につきましても全19市が2分の1というふうなかたちで、皆さん参酌基準どおりというところで定めているようでございます。

○13番立石幸徳議員 2分の1以外の確認はまだされていないようですが、そういうことですので、またの機会にこの点については、またそういう事例があったら教えていただきたいということ。

次、軽自動車税の関係でですね、説明資料の、4枚の4の3ですね、この中に、現行の75%軽減っていうかたちで書いてある、これは軽減課税ということで理解していいんですね。で、この75%あるいは50%、25%の軽減課税が、この32年度、ですから3年後の燃費基準達成を20%達成しているものが現行であるけれども、これを30%達成に改正していくということなんです。資料的にはそうなっておりますが、具体的に燃費基準を10%上げるといことは、我々、車の関係全然知らないんで、どういうふうにこれは理解すればいいんですかね。結局、燃費基準が厳しくなっていくと、こういう理解でいいんですか。そして、その影響といいましょうか、それはどの程度のものが予想されるんですか。

○神園信二税務課長 軽減課税の基準につきましては、お手元に配付してあります4分の3ページに書いてありますとおり、この達成基準を厳しくと、燃費基準、排出ガス等につきましても厳しくしていった温暖化防止、グリーン化というふうな目的を持って今回改正をされたところでございます。厳しくなっていくという議員の認識で正しいかと思えます。

それから、今回の29年度のこの改正につきましての本市への影響額というところのお尋ねであろうかと思えます。この改正につきまして、軽自動車税の新規新車登録車に対する軽減課税の影響というところでございますので、今後登録されるであろう軽減対象車の台数の予測を行わなければ、なかなか影響額予測としては近い数値は計算できないものというふうに考えております。このため、にわかに影響額を断定して申し上げることは難しゅうございますが、ただ、実績といたしましては、28年度の新車の新規登録台数、これが年度で435台ございました。このうち軽減課税対象車の登録というのは289台というところでございます。28年度中の新車登録軽減課税対象の車の登録によりまして影響につきましては122万円程度というふうに計算をしているところでございます。ちなみに、新年度、4月の2日から5月の初旬につきましての新車登録台数というのが34台、今回の税制改正の対象候補となるものが新車登録台数34台ありましたが、そのうち13台が改正後の軽減課税対象車でありまして、登録いただいた部分についての影響額は、およそ一月分で9万7,000円程度ということで計算をしておるところです。ただ、あくまでも一月分の実績であるということ、また今後、自動車メーカーがどのような性能の新車の販売を行うかなど、また消費者がどのような性能の車を購入されて登録されるかなど、大きく変動する可能性があることをお含みいただきながらお聞きいただければありがたいというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 軽自動車の関係ではもう一点ですね、これは現実に発生したので、こういった附則第16条の2が条例制定されることになったと思うんですが、いわゆる不正によって燃費基準を国土交通省に認証を受けたと、認定されたというその対応なんですが、ちょっと条文を読んでも枕崎市、自治体がどうなるかっていうのがよくわからないんです。これは、既に三菱自動車等がこういった不正の燃費基準をやりまして大きな社会問題にもなりましたんでね。実際、この附則第16条の2では、本市自治体にはどういった影響が出てくるのか、簡潔に説明いただければと思います。

○神園信二税務課長 簡潔にということでございますので、新規登録をしていただいて、本来いただく金額と燃費性能の関係等のところで、本来課税されなければならない課税区分とその差が出てまいります。これにつきましては、不正を行いました自動車メーカーが、賦課時点でのみなしの負担者と、課税の対象というところで、不足分についてメーカーが対応していくと、納税をしていくというふうなことでございますので、市民への影響等はございません。本市への影響というところもございませんで、この納付不足額につきましては、100分の10の割合を加算した額でいただくというふうなところもあわせて定められているところでございます。

○13番立石幸徳議員 最後に、国保税の軽減世帯のですね、拡充といいましょうか、5割軽減、2割軽減がですね、拡充されるようなことについてですね、資料も出されておりました、本市の実態としては、24年度から28年度まで7割軽減のほうは世帯数としては減少してきているんですよ。しかしながら、5割軽減のほうは世帯数はふえてきております。対象世帯。2割軽減は、また減ってきていると。この実態についてはですね、どういうふうな分析がなされているのかですね。つまり、被保険者数あるいは対象世帯が、国保の世帯そのものも減ってきているので、その影響によるのかですね、その辺の分析をどうされているのか。それから資料では、影響額ということで、今度の条例改正で57万5,000円が本市にすればマイナスになるという影響額が資料で示されているんですが、この影響の世帯ごとの影響世帯というのはどういうふうになっているかですね、説明をいただきたいと思えます。

○神園信二税務課長 お手元にお届けをしました提出資料のほう、国民健康保険税軽減世帯等の推移、24年度から28年度というところでごらんをいただきますとおわかりいただきますとおり、全合計世帯、軽減を受けている世帯と軽減なしの世帯と全部を合わせました数字が一番上の欄でございしますが、これが漸減している、右肩下がり減少しているというところは、これは人口減少、世帯数の減少というところで御理解をいただけたと思います。7割・2割・軽減なしの部分につきましても落ちてきているところなんですけれども、5割軽減がふえているじゃないかというふうなところでもございますが、平成25年度と26年度のところをごらんいただきますと、制度改正の影響で、5割軽減につきましても大きくふえております。こちらのほう、あと26年、27年、28年にも今回の税制改正と同じ改正が行われておりまして、これらの影響で5割軽減の世帯につきましても増加になっているというふうな御理解をいただきたいと思います。

それから、後段のお尋ねでございますが、世帯ごとの移り変わり、今回の改正に伴います世帯ごとの移り変わりというところでもございますが、これはちょっと、先ほど全体を説明しましたところは決算時の世帯数でございますので、これから私どもの試算として申し上げます数字は、28年度の本賦課時点における世帯数でございますので若干数字が変わっておりますけれども、2割軽減世帯につきましても、今回の改正で517世帯から520世帯になるだろうと、5割軽減につきましても、723世帯から736世帯になるだろうと、それから7割軽減につきましても変動なしということで試算をしているところでございます。軽減対象外の世帯につきましても1,571世帯で、全4,152世帯につきましても試算でございますので、御理解いただきたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○4番城森史明議員 私も同じ国保の件についてもっと聞きたいんですが、この表からすると、軽減なし世帯が制度改正ということで平成28年度は500世帯減っているわけですよね。こういう状況を見れば、本当に国保の税収が少なくなっているのは理解できるんですが、この状況で、例えば軽減世帯が500世帯減っているんですが、それがほんの2割、例えば5割軽減に移行したのか、この辺の減少は具体的にどういう流れでなったのか。それと、もしわかってましたら各年度のこの税収、世帯数が減ってますし軽減世帯もふえてますから、具体的に税収としてどれぐらいの税収の変化があるのか聞きたい。

○神園信二税務課長 先ほど、26年、27年、28年、各年度におきまして、同じような軽減対象となる所得基準額の引き上げというところは行われておるところでございますので、その影響で増減していくと。軽減なしから2割軽減への移行、2割軽減から5割への移行等々ございますので、それらの要因でなっていくというふうな考えておるところでございます。これに伴う保険税の税収の移行ということでございますが、これは徴収の状況でございますので、税収の徴収状況等によりまして収納の金額は変わってまいりますので、その辺のところはちょっと、直接反映するということではないのかなというふうには思っております。

ちなみに、先ほど御紹介をいたしました28年本賦課時点における4,152世帯、こちらのほうからの軽減対象外から2割軽減に移りました世帯が16世帯、2割軽減の対象が、対象外から入ってまいりました16世帯の増ではございますが、5割軽減のほうへ13流出しましたので3増と、5割軽減の場合は、2割軽減から流れ込んできました13世帯の増と、7割軽減につきましても変動はなしというふうなところで予測をしているところでございまして、これを各年度の数字でと申しますと、ちょっと手元のほうに集計は持っていないところでございまして、申しわけございませんが、またちょっとこの場でお答えすることはできないところでございます。

○4番城森史明議員 その件については、私もちょっと後で資料請求しますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、交付税措置との関係ですが、例えばこの影響額が57万5,000円の減になるとありますが、これに対して交付税措置はどのように変化するのでしょうか。要は、軽減措置に関する交付

税措置がどのようになるのか。

○田中義文健康課長 国民健康保険の軽減世帯につきましては、県のほうから軽減額の4分の3が交付されますので、その金額に影響はあるということでございます。

○8番禰占通男議員 私は、このわがまち特例の資料が出てますので、これについて。わがまち特例は、独自の税率ということで、資料にもありますように、本市の場合は、参酌割合以外の割合を検討する特別な事情が見当たらないため2分の1と、これがずっと続いていますけど、別の資料でも、もうこの上限を採用しているところ、下限を採用しているところ、そのわがまち特例という独特なもんだと思うんですけど、これが財政の豊かなところ、そうでないところ、こういった採用というのはどのようになっているんですか。このわがまち特例を採用しているところの財政と、こういうのがあると、起こす起業に関係したり、また誘致、またそういうのなんかにも関係してくると思うんですね、やっぱり。その関連から見て上限を採用しているところ、低いところ、そういう関係について。

○神園信二税務課長 私どものほうから、お手元のほうに要求によりましてお届けをしました地方決定型地方税制特例措置に関する調査結果、総務省が調査をしました結果の集計表をごらんになってのお話だと思います。

確かに、今現在、この表に御紹介しているところは、本市の条例にわがまち特例を定めている項目についての御紹介のところでございますが、これにつきまして、上限、下限を定めている市町村がございますというふうなところで、右端の欄に制定済みの1,516市町村のうち20市町村がございますというふうな、一番上の欄です、そういうふうにごらんをいただきたいと思いますが、それぞれの市町村の政策判断と申しますか、この辺のところにつきましては今後力を入れていきたい。または、既存のものがたくさんあるので、その辺のところを助けていきたいというふうな政策判断によるところでございますが、財政が豊かであるからとか、そのような状況につきましては、議員が言われるような判断の中には入らないのかなというところで承知しているところでございますが、いずれの項目につきましても、1,500を超える市町村、上から4つ目ぐらいまでですね、あとは1,300近くの市町村が、このわがまち特例を制定しながら参酌基準以外の部分を採用しているのが、少ない項目で18程度、多い項目で30程度というふうなところを見ると、なかなかその判断というのは難しいのかなというふうには、該当施設の要件等もなかなか難しゅうございますので、その辺のところもあるのかなというふうには考えておるところでございます。

ちなみに、先ほどの議員のお尋ねにも御紹介しましたとおり、新たに定めました保育事業につきましては、県下19市すべて参酌基準どおりの2分の1というふうなところがございます。そのような背景があつての参酌基準以外の特例を定めているところにつきましては、なかなか少ない状況というところがございます。

○8番禰占通男議員 それと、あと上限と下限を採用した場合の税収というのはどのぐらい変動があるのかという、そういった試算というものはあるんですか。

○神園信二税務課長 該当施設の設置等々、厳しい基準を設けながらわがまち特例を認めていただいているというところがございますが、今まで固定資産税等々の課税標準の特例というところが多いんですけども、そういうものが該当案件がございませんので、今後、民間の方がそういう計画をお持ちだということも聞いておりませんので試算のしようがないというところがございます。

○8番禰占通男議員 あともう一点、この63条の2、居住用超高層建築物、これは対象がないということで説明もありましたけど、実際、本市には影響がないと私は思うんですけど、これを条例に盛り込むという、そこはどうなんでしょうかね、本市の条例として盛り込むということ。

○神園信二税務課長 さまざまな規定を考えますときに、まず行政がさまざまな要件の前提となる計画をつくっていくと。つくらないと、いろんな課税標準とか税額の優遇を受けられないとい

うようなものにつきましては、行政のほうの動きを判断しまして、総合振興計画にそういう位置づけ等があるかということも考えながら判断をしまして、落としたり上げたりと、項目から上げたり落としたりという判断はできますけれども、今、議員が御指摘の高層住宅の部分につきましては、純粋に民間の方がもし建てられた場合には、これは該当をさせていかなければならない条項ということでございます。そうなりますと、民間の方々がどのような計画を持っているのか、また今後出るのかどうなのかということころは、私ども行政ではにわかに判断はつきませんので、市民の方々、事業所の方々が恩恵を受ける、自分たちの判断で取りかかれば恩恵を受けることができるものについては原則定めておくほうがよろしいかということで、今回上げているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○12番豊留榮子議員 すいません、一点だけ。この条例の中に、市長が課税方式をですね、これが決定できることを明確化するということが随所にあるんですけども、これはどういうふうにかえたらいいんでしょうか。

○神園信二税務課長 こちらにつきましては、現行の所得税と市民税等の申告の関係でございまして、所得税の申告、国への申告をすれば、原則ほとんどの皆さんが税務当局から市のほうにそのデータにつきましては流れてきますので、してなかったというふうな実態等もあるんですけども、条文を読めば、両方とも出して、所得税は所得税の申告、市民税は市民税の申告ということが可能になったんです。これまで運用の中では実際できるんですけども、その辺のところは条文的に明確になってなかったんで、条文のほうに明確にして、所得税の申告と市民税の申告と同時に出てきたときには、その内容を判断しながら私どものほうで課税方式について決定をさせていただくというふうなところでございます。特に市長が恣意的な判断が効くというところの条文整備ではございません。ただ単に、今現在の運用を明確化するために条文の整備を行っているものでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号及び第7号の2件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び第28号の2件は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号固定資産評価員の選任については、無記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第29号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第9号専決処分の報告について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から正副委員長の互選結果について報告を受けておりますので、氏名を読み上げて御報告といたします。

総務文教委員会委員長に禰占通男議員、副委員長に吉嶺周作議員。

産業厚生委員会委員長に吉松幸夫議員、副委員長に豊留榮子議員。

議会運営委員会委員長に茅野勲議員、副委員長に永野慶一郎議員、以上であります。

この際、お諮りいたします。

枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第7号枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを議題といたします。

吉松幸夫議員から委員の辞任願が提出されましたので、議長として、これを許可いたします。

これに伴い、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに清水和弘議員を枕崎市議会報調査

特別委員会委員に指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件を急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第8号継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続審査の申し出については、配付してあります申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成29年第2回臨時会を閉会いたします。

午後0時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会副議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 清 水 和 弘

枕崎市議会議員 禰 占 通 男